

訴訟の提起について（人事室関係）

次のとおり不当労働行為再審査申立棄却命令取消請求訴訟を提起する。

当事者及び名	事件概要
1 原告 大阪市 被告 国 2 東京地方裁判所 不当労働行為再審査 申立棄却命令取消請 求事件	本市職員に対して行われた労使関係に関する職員アンケート調査は、訴外大阪市労働組合連合会及び訴外大阪市従業員労働組合（以下「訴外市労連等」という。）の組合員の思想信条の自由及びプライバシーの権利を侵害し、訴外市労連等の運営に介入する不当労働行為であるとして、訴外市労連等が、本市に対し、同アンケート調査を直ちに中止すること、既に収集された同アンケート調査の結果について調査及び集計をせずに直ちに廃棄すること並びに同アンケート調査を行ったことに関する謝罪文を掲示することを求めていた不当労働行為救済申立事件において、平成25年3月25日に、本市に対し、今後同アンケート調査のような不当労働行為を繰り返さないようにすることを約する文書を訴外市労連等に速やかに手交すべき旨の命令があり、同命令に不服があるので、同年4月8日に、中央労働委員会に対し再審査の申立てを行ったところ、平成26年6月27日に、再審査の申立てを棄却する命令があり、同命令に不服があるので同命令の取消しを求めるもの

平成26年7月25日提出

大阪市長 橋 下 徹

説明

不当労働行為再審査申立棄却命令取消請求訴訟を提起するため、この案を提出する次第である。